

至誠堂総合病院新築工事に係る施工予定者選定プロポーザル実施要領

【項目】	【頁】
1 本プロポーザルの目的	1
2 プロポーザルの概要	1
(1) 工事の名称	
(2) 建設地の概要	
(3) 施設の概要	
(4) 事業費	
(5) 設計業務等の関係者	
(6) 参加資格要件	
(7) 今後のスケジュール	
(8) 選定方法	
3 参加申込および一次審査に関する事項	4
(1) 参加申込書類等	
(2) 建設予定地見学会の実施	
(3) 参加申込書類等に関する質問書の提出、回答	
(4) 参加申込書類等の提出期限および提出方法	
(5) 一次審査の結果通知	
4 技術提案および二次審査に関する事項	6
(1) 技術提案資料の交付	
(2) 技術提案書類等	
(3) 技術提案書等に関する質問書の提出、回答	
(4) 技術提案書類の提出期限および提出方法	
(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	
(6) 二次審査の結果通知	
5 契約方法	11
6 その他	11
7 事務局	12

1 本プロポーザルの目的

至誠堂総合病院新築工事については、基本設計が終了し、今後、実施設計を進めるに当たり、豊富な経験に基づいた病院建築の実績を設計に反映させる必要がある。

さらに、建設費の適正なコスト管理と建物の高い品質確保、利用者の視点に立った良質な医療施設の整備を行うことが最も重要である。

今回E C I方式を採用することにより早期に施工者を参画させることで、施工性を考慮した工法提案等の技術協力を求め、設計者と施工者が相互の技術力を結集し緊密な連携を図りながら、より精度の高い設計となる優れた技術提案を募集、さらに、プレゼンテーション、ヒアリング等を実施することにより、この事業に最も適した施工者を選定するものである。

2 プロポーザルの概要

(1) **工事の名称**：至誠堂総合病院新築工事

(2) **建設地の概要**

建設場所 山形県山形市南石関地内

敷地面積 15,401.25m²

用途地域 市街化調整区域（建蔽率70%，容積200%）

(3) **施設の概要**

建築用途 病院

診療科 内科、呼吸器内科、循環器内科、脳神経内科、糖尿病内科、消化器内科
外科、整形外科、リウマチ科、放射線科、リハビリテーション科、他

病床数 199床（4個病棟）

床面積 病院棟：建築面積3,674.67m² 延べ床面積11,277.64m²

機械棟1：建築面積21.83m² 延べ床面積21.83m²

機械棟2：建築面積11.30m² 延べ床面積11.30m²

構造 病院棟：S造 地上4階 耐震構造

機械棟1・2：S造 地上1階

駐車場 293台（患者用106台、職員用186台、救急車用1台）

(4) **事業費** 4.1億円程度（消費税及び地方消費税を含む）

建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

(5) **設計業務等の関係者**

設計者 株式会社 秦・伊藤設計

(6) 参加資格要件

ア 単独事業者、または2者以上で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

イ 共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。

ウ 単独事業者、または共同企業体のすべての構成員が、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ③ 本プロポーザルの公告の日から基本協定を締結する日までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱の規定による停止を受けていない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 建築一式工事において、Aの等級に格付けされていること。

エ 単独事業者、または共同企業体の代表事業者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- ② 令和5・6年度山形県競争入札参加資格者名簿（建築一式）の総合点数が1,200点以上の者であること。
- ③ 元請負人として、公告の日までの間に完成した、延べ面積6,000㎡以上の病院又は福祉・厚生施設の施工実績があること。なお、上記実績を満たさない場合は近似の施工実績を示して相談すること。
- ④ 本工事に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種に関する資格を有し、かつ一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者および現場代理人（参加申込書を提出する日以前3か月以上の雇用関係がある者）を本工事に専任で配置できること。なお、現場代理人は監理技術者を兼ねることができる。

- ⑤ 共同企業体の代表事業者は、構成員の中で出資比率が最大のものであること。
 オ 共同企業体の代表事業者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ① 山形県内に本社を有すること。
 - ② 令和5・6年度山形県競争入札参加資格者名簿（建築一式）の総合点数が1100点以上の者であること。
 - ③ 山形県建設工事共同企業体運用基準（平成16年4月1日）第2(4)に規定する出資割合以上の者であること。

(7) 今後のスケジュール

内 容	日 程 ・ 期 限
① プロポーザルの公告	令和5年11月 1日（水）
② 参加申込に関する質問書の提出期限	令和5年11月 6日（月）午後4時
③ 参加申込に関する質問書の回答	令和5年11月 8日（水）
④ 参加申込書の提出期限	令和5年11月10日（金）午後4時
⑤ 一次審査結果の通知	令和5年11月14日（火）
⑥ 技術提案資料の配布	令和5年11月14日（火）
⑦ 技術提案に関する質問書の提出期限	令和5年11月17日（金）午後4時
⑧ 技術提案に関する質問書の回答	令和5年11月21日（火）
⑨ 技術提案書等の提出期限	令和5年12月14日（木）午後4時
⑩ 二次審査（ヒアリング等）	令和5年12月21日（木） ※予定
⑪ 二次審査結果の通知	令和6年 1月10日（水） ※予定
⑫ 基本協定書の締結	令和6年 1月16日（火） ※予定
⑬ 実施設計完了	令和6年 6月下旬
⑭ 工事請負契約の締結	令和6年10月上旬
⑮ 工事着工	令和6年10月上旬
⑯ 工事完成（竣工検査1か月を含む）	令和8年 1月下旬
⑰ 新病院開院	令和8年 5月上旬

(8) 選定方法

最優秀提案者選定までの手順として、二段階審査を採用する。

一次審査では、参加資格の確認および実績等の評価を行い、技術提案書等を提出できる者を3者程度選定する。二次審査では、実施体制および技術提案内容（VEを含む）等についてヒアリングおよび評価を行い、当該審査の結果に基づき最優秀提案者および次点者を選定する。

なお、上記の選定手続きは、松柏会理事会において行う。

3 参加申込および一次審査に関する事項

(1) 参加申込書類等【一次審査用】

ア 単独事業者または共同企業体の代表事業者は、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企業概要書（様式2）
- ③ 施工実績調書（様式3）
- ④ 配置予定者調書（様式4）
- ⑤ 令和5・6年度山形県競争入札参加資格者名簿登載通知(建設工事)の写し

イ 共同企業体の代表事業者は、構成員に係る上記3（1）アの書類（ただし、①と④を除く）および次の書類をあわせて提出すること。

- ① 特定建設工事共同企業体構成員表（様式5）
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（様式6に準ずるもの）の写し

※ 各種様式は、至誠堂総合病院ホームページ (<https://www.shiseido-hp.jp>) よりダウンロードすること。

(2) 建設予定地の視察

周辺道路からの視察は自由としますが、敷地内への立ち入りはご遠慮ください。

(3) 参加申込書類等に関する質問書の提出、回答

ア 質問の方法

質問書（様式7）により、次の電子メールアドレスまで送信すること。

送信メールの件名は「新病院プロポーザル質問書」とすること。

(送信先アドレス) kensetsu@shiseido-hp.jp

イ 質問の受付期間

令和5年11月6日（月）午後4時までに受信したものを有効とする。

ウ 質問の回答

令和5年11月8日（水）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、ホームページ上に掲載する。なお、参加申込に関連しないと事務局が判断した内容については、回答しない場合がある。

(4) 参加申込書類等の提出期限および提出方法

ア 提出期限

令和5年11月10日（金）午後4時まで（必着）

イ 提出方法

事務局に持参または郵送

ウ 提出部数

参加申込書（様式1） 正本1部

その他の書類 正本1部、副本3部

（5）一次審査の結果通知

一次審査の結果は、令和5年11月14日（火）午後1時以降、すべての参加申込者に電子メールで通知する。

4 技術提案および二次審査に関する事項

(1) 技術提案資料（図面等）の交付

一次審査を通過した者に対し、技術提案資料（図面等）を電子データ（PDF形式）で配布する。

配布方法は、対象者に別途通知する。

(2) 技術提案書類等【二次審査用】

ア 提出書類

① 技術提案書

A 実施設計段階および施工段階における実施体制（様式8-A）

B 工程管理に係る技術的所見の提案（様式8-B）

C 施工上の課題に係る技術的所見の提案（様式8-C）

②-1 VE提案総括表（様式9-1）

②-2 VE提案書（様式9-2）

③ 技術協力業務責任者の資格、実績経験（様式10）

④ 監理技術者・現場代理人の資格、実績経験（様式11）

⑤ 監理技術者・現場代理人の主要業務実績（様式12）

⑥ 概算工事費見積書（様式13）

イ 技術提案書類の作成要領等

① 提案を求める内容

A 実施設計段階および施工段階における実施体制（様式8-A）

・ 実施設計段階および施工段階における実施体制、ならびに発注者および設計者との協議により実現できる効果的かつ具体的な取組を記述すること。

・ 本工事における課題として考えられる項目を提示し、その解決方法について具体的に提案すること。

B 工程管理に係る技術的所見の提案（様式8-B）

・ 本工事の概略工程表を提示すること。

・ 工程上重要となるマイルストーン設定、およびクリティカルパスについての技術的所見を記入すること。

・ 工期短縮が図れる場合は、その内容を具体的に提案すること。

C 施工上の課題に係る技術的所見の提案（様式8-C）

・ 工事期間中における周辺地区の住環境への配慮や周辺道路の交通問題、安全性の確保について具体的に提案すること。

・ 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫、およびライフサイクルコスト

を低減するための工夫について具体的に提案すること。

- ・ 地震等の自然災害に対する安全対策の強化に資する工夫があれば提案すること。

② 提出書類の作成方法

- ・ 様式はA3判ヨコ・片面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ・ 上記AからDの項目について、各2枚以内で作成すること
- ・ 様式8-A～8-Dの順に1冊にまとめ、左上をホッチキスで留めること。

ウ VE提案書類の作成要領等

① 提案を求める内容

- ・ VE提案は、1項目あたりの工事費低減額が50万円以上（直接工事費のみ、消費税及び地方消費税を除く）のものを対象とする。
- ・ すべてのVE提案の総括表としてVE提案総括表（様式9-1）を作成すること。
- ・ VE提案総括表（様式9-1）の提案ごとに、次に掲げる事項をVE提案書（様式9-2）に記載すること。
 - a) 技術提案資料に定める内容とVE提案の内容の対比
 - b) VE提案が採用された場合の概算工事費の縮減金額（諸経費を含む）およびランニングコストの縮減金額（30年相当概算額）
 - c) 工業的所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱に関する事項
 - d) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項およびその対策
- ・ 次に該当するものは、原則としてVE提案の対象とすることができない。ただし、ライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。
 - a) 技術提案資料に示す機能・性能・品質が低下するもの
 - b) 配置計画・平面計画・外観デザインに大幅な変更を伴うもの
 - c) 構造性能の低下を伴うもの
 - d) 純ラーメン架構以外の構造に変更するもの
 - e) 設備計画に大幅な変更を伴うもの
 - f) 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
 - g) 工事中の騒音・振動が増加するもの

- h) 環境負荷が増大するもの
- i) 防災性・安全性が低下するもの
- j) 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
- k) 医療機能に直接関連すると予想されるもの
- l) VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
- m) 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や建設工事全体のコストが低減にならないもの
- n) 法令等に抵触する恐れのあるもの
- o) その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

② 提出書類の作成方法

- ・ 様式はA4判ヨコ・片面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ・ VE提案総括表（様式9-1）、VE提案書（様式9-2）の順に1冊にまとめ、左上をホッチキスで留めること。なお、VE提案書は番号順に並べること。

エ 概算工事費見積書（様式13）の作成要領

- ・ VE提案を採用する前の概算工事費を、公共建築工事積算基準に基づき見積もること。
- ・ 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
- ・ 一式工事とする場合は、根拠を内訳明細書に反映させること。

オ 技術提案およびVE提案の取扱

技術提案書類およびVE提案書類に記述した提案は、プレゼンテーションやヒアリング等を通じてその実現性や効果を確認しながら、参加者の技術力や本事業への適性等を評価するための資料として用いる。よって、現時点で詳細工法や材料の確定を求めるものではなく、また、実施設計に反映することを確約するものでもない。

本プロポーザルにおいて選定された施工予定者は、技術提案書およびVE提案に記述した内容について、技術提案内容の適用判断および設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術協力ならびに見積りおよび見積根拠に関する情報を提供するものとする。

(3) 技術提案書等に関する質問書の提出、回答

ア 質問の方法

技術提案に関する質問書（様式14）により、次の電子メールアドレスまで提出すること。

送信メールの件名は「新病院技術提案質問書」とすること。

(送信先アドレス) kensetsu@shiseido-hp.jp

イ 質問の受付期間

令和5年11月17日（金）午後4時までに受信したものを有効とする。

ウ 質問の回答

令和5年11月21日（火）までに、技術提案を行う事業者すべてに電子メールで回答する。

(4) 技術提案書類の提出期限および提出方法

ア 提出期限

令和5年12月14日（火）午後4時まで（必着）

イ 提出方法

事務局に持参または郵送

ウ 提出部数

正本1部、副本10部

※ 正本にのみ提案者の企業名を記載すること。副本には企業名を判読または特定できる情報を一切記載しないこと。

※ 指定様式の添付書類（保有資格を証明する書類等）は、正本にのみ添付すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 開催日時

令和5年12月21日（木）

イ 開催場所

至誠堂総合病院

ウ 内容

- ・ 提出された技術提案書類等をもとに、実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に自社の病院建設に対する能力や実績、熱意等についてヒアリングを行い審査する。
- ・ ヒアリングにより求める内容は、技術提案およびVE提案の説明、審査委員からの質疑およびそれに対する回答とする。

エ 実施要領

- ・ 提案説明は1提案者につき50分程度（説明30分以内、質疑20分程度）とし、参加人員は3名以内とする。
- ・ プレゼンテーション実施時には、企業名は伏せること。また、企業名を特定できるもの（バッジ等）も身に着けないこと。
- ・ プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは事務局で準備する。それ以外に必要な機器（パソコン等）は提案者が持参すること。

オ 提案説明の順番および開始時間

- ・ 提案説明の順番は、技術提案書の受付順に事務局において抽選し、決定する。
- ・ 開始時刻等の詳細は、別途通知する。

カ その他

- ・ 提出された提案書は返却しない。
- ・ 提出された提案書は、一部または全部を提出者に無断で使用しないものとする。
- ・ 提出された提案書は、選定および特定を行う作業に必要な範囲において、事務局にて複製することができる。
- ・ 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

(6) 二次審査の結果通知

二次審査の結果は、プレゼンテーション及びヒアリングの翌日以降に、すべての提案者に電子メールで通知する。あわせて、ホームページ上に公開する。

5 契約方法

工事請負契約の締結に向けて社会医療法人松柏会および施工予定者が果たすべき義務およびその他必要な事項について最優秀提案者と協議を行い、合意に達した場合は基本協定書を締結したうえで実施設計への技術協力を求める。

実施設計の完了後に精算見積りを徴取し、全体の工事費を確定した上で工事請負の仮契約を締結する。その後、松柏会理事会での承認を経て本契約に移行する。ただし、計画の中止、または承認が得られず本契約に至らなかった場合において、社会医療法人松柏会はいかなる責任も負わないものとする。

なお、最優秀提案者と基本協定の締結に関する協議が調わなかった場合は、上記の手続きに準じて次点者と交渉し、その後の手続きも同様とする。

6 その他

(1) 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 提出物に虚偽の記載または不正があった場合

イ 提出物の作成要領、提出方法、提出期限が守られなかった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(2) 参加者数

参加者が1者の場合であっても本プロポーザルは実施する。

(3) 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する場合は、辞退届（様式第15）を提出すること。

(4) 結果の公表

本プロポーザルにおける結果の公表範囲は、最優秀提案者および次点者の名称、参加者数、審査年月日とする。

なお、審査の経緯およびその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ておよび審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けない。

(5) 参加および提案等にかかる経費の負担

提出書類の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者が負担するものとする。

7 事務局

社会医療法人 松柏会 至誠堂総合病院

役員室（担当：猪口）

〒990 0045 山形市桜町7番44号

電話023-622-7181

電子メール kensetsu@shiseido-hp.jp

以上